全建連新聞

全国建築工事業団体連合会
東京都港区赤坂2丁目2番19号　〒107
アドレスビル内
電話03(586)3381
購読料送料共
半年200円1ヵ年400円

全建連とともに事業の安定と進展をはかろう

雇用保険法案で労働省に要請

労災適用地域の拡大も

全建連では一月三十一日、労働省の明らかにした「雇用保険法案要綱」に対し、(一)季節労働者に対する一時金の給付を従来の給付額程度に考慮されたい(二)特例による費用の負担額を軽減されたいとの二点の陳情を行ない、あわせて労災制度に関して、①労災適用地域の拡大化②特別加入者の通勤災害の給付適用の申入れを行った。

「雇用保険法案要綱」については、積雪寒冷地区等下会員の強い要望もあって行われたもので、全建連より細坂副会長、中川常務理事・田中(良)理事が参加した。

雇用保険法案要綱は、昭和二十二年設立された失業保険法が、時代の進展にともない現在ではその機能が種々の弊害を生み出して来ているとし、これを全面的に改正し雇用について総合的な機能を持たせようとするもので、今通常国会に提出、五十年四月実施を目指している。

同法案要綱の主な点は①季節受給者への給付(九十日分)を一時金給制(三十日分)にし給付日数を実質削減する。②高齢者対策として給付日数の延長、六十歳以上の保険料免除、所得に見合って給付率を動かす、③これまで折半だった保険料負担を労働者に軽く事業主に重くする(五対八の割合)——などである。

この他、①低所得者の給付率を改善するため賃金総額に対して一律に割だった現行の給付率を所得に応じ上薄下厚にする②給付日数を三〇歳未満は六十日に減らすかわりに五十五歳以上は三百日とする③就職支度金制をやめ心身障害者高齢者などに常用就職支度金制を設ける④帰人の出産、育児などによる受給期間(原則一年)を四年に延長する——などが盛り込まれている。さらに不況が深刻化し失業者がふえた場合には一律に給付日数を延長するという一種の不況対策も示されているが、これを補完するため雇用改善事業のなかで雇用調整策を打ち出している。

また、能力開発事業については生涯訓練をめざして、民間の職業訓練の拡充等も取り上げ、雇用促進住宅の運営、雇用相談施設の設置など雇用福祉事業も同時に推進するとしている。費用の負担については現行(賃金総額に対して千分の十三)を維持するがその保険料のうち千分の十を失業給付事業にあて、残りの千分の三を雇用改善、能力開発、雇用福祉の三事業にあてる。このうち失業給付事業の費用は労使が折半するが他の三事業は全額事業主がもつこの結果、事業主千分の八、労働者千分の五の割合になり事業主の負担は重くなる。また季節受給者や農林水産業者は不均衡を是正するということで一般の保険料率より四ー五倍の保険料を徴収するとしているもの。労働省では業界の特殊性を理解しているとして、慎重に検討することを約した。

今井会長ら 新年の挨拶回り

建設大臣と懇談する役員

一月八日、全建連今井会長、石井専務理事、中川常務理事らは本年の発展を期するべく新年の挨拶回りを行なった。

当日は、関係衆議院議員に挨拶した後、まず、建設省におもむき亀岡建設大臣と懇談。その席上、全国建築技能競技大会の後援を依頼して、建設大臣の快諾を得た。

その後、労働省に回り、石黒事務次官、久野木職業訓練局長らと懇談した。職業訓練局長は、来年度の職業訓練関係の予算を説明、技能者の養成に対する援助を積極的に推進することを約束した。

また、日本建設業団体連合会、全国建設業協会、建設業労働災害防止協会、中央技能検定協会等の関係団体にも挨拶し、併せて全国建築技能競技大会の後援を依頼した。

卓越技能者に十万円 職訓補助八、〇〇〇円に

—労働省予算—

労働省の四十九年度一般会計予算額は、前年度より三〇五億五八〇〇万円増の一九九三億七六〇〇万円となっている。

この中には、共同職業訓練に対する補助として、訓練生一人当り

建設戸数は減る 工事単価は公営で四五・七%増

—建設省予算—

昭和四十九年度の建設省関係予算額(政府案)は総額で二兆二五四億四千万円で四十八年度より四二億九千万円の増となっている。

住宅建設戸数は全部で五一九五〇〇戸で前年度に比べ二五三〇〇戸の減となっている。

このうち公営住宅は九、五〇〇戸で前年度より二九〇〇戸少なくなっているが、一戸当たりの規模は五坪方米の増で、建設戸数の約半数は三DKと質の向上が図られる。工事費の単価も物価上昇分のほか、超過負担解消分を上乗せし、前年度予算単価に比べ平米当たり平均四五・七%引き上げられている。なお、建設産業の振興対策費として九一百万円、建設資材需給の安定化の推進費として九百万円が新規計上されている。

高度の技能者を養成

—労働省—

労働省は来年度から総合高等職業訓練校(東京・小平市)を整備拡充してテクニシャン(高度技能者)の養成に乗り出す。

公共職業訓練はこれまで中卒者を対象としたものが中心であったが、進学率の向上にともない高卒者の職業訓練校への入校比率が高まって、訓練内容への高度化が必要となってきた。

このため労働省は来年度の予算要求に職業訓練短大の新設をもりこんだが、短大の新設は認められなかった。しかし、訓練校の整備拡充費等の予算措置が講じられたため、今回の実施となったもの。

総合高等職業訓練校では高卒者を対象に二年間訓練し、技術者と技能者の間にあって、直接、間接に技術者を補佐し、技術部門と生産部門の連絡役をつとめるテクニシャンを養成することにしている。

この訓練を終了した者は、特定技能については二級技能士の資格が取得できるようになっている。

訓練科目としては、建築科、室内造形科、環境保全科等の八科目を設置、定員は一科目二十人。

2×4工法の講習会を予定

—建設省—

建設省ではツーバイフォー工法の普及を図るため同工法の講習会を実施していく方針である。

ツーバイフォー工法、すなわち枠組壁工法をわが国の住宅建築に取り入れる場合、在来の軸組壁工法と建築技術体系が大きく異なっているため、直輸入のまま建てることは、現行の建築基準法と低触する部分がある。

そのため、建設省ではオープン化への段取りとして、枠組壁工法技術基準と同施工指針の作成を目本建築センターに委託、四十八年夏に同(案)の答申を得たが、今後さらに、それに基づく設計コンペを今春中に実施し、その実施建築を行なって問題点を解決して、同工法の技術体系を基準法にもり込むことになっている。

林野庁では、日本で生産する場合のデイメンションランバーのJAS原案作成を日本材木加工技術協会に委託し、四十九年三月に完成する予定で進めている。

建築基準法、JAS規格、この二つの問題を解決すれば法的にはオープン化ということになるわけであるが、建設省ではこの時期を五十年初めとみている。

しかし、法的にオープン化されても、わが国の住宅建築の大部分をになっている中小工務店に普及しなければ実質的なオープンとはいえない。

この対応策として建設省では、四十九年度にも予算要求した地方住宅センターを実施主体として、中小建築業者を対象に同工法の講習会を実施していく計画であったが、地方住宅センターの予算要求が認められなかったため、講習会の実施計画を再度検討している。

しかし、同工法のオープン化にともなって、システイマティックな生産過程、高い労働生産性に着目したプレハブ企業や建て売り業者に同工法の使用が限られることがないよう、講習会の実施要領の作成が急がれており、その実施を業界団体に委託すること等が検討されている。

供給減で強基調つづく

建設資材状況

(財)建設物価調査会は、このほど月例速報を発表し、一月の建設資材市況をほぼ次のように報じている。

石油、電力の供給削減強化により、メーカーは各製品価格の手直しが行っているが、これがいわゆる先取価格として平均三〇〜六〇%のアップとなり、資材高騰に拍車をかけた形となっている。

このため、前月に引続いて建設資材は全般にわたって上昇をみせ、とくに素材製品よりも加工品に値上がりが著しく、品不足を背景にメーカー、販売店は一段と売腰を強めている。

強力な財政・金融面での総需要抑制策は確かに大口需要の減退を促がしているが、小口需要を主とする加工業者の材料買いあさりもあって出荷量は衰えず、決済も短期化している。乱騰ムード市況もここ一ヵ月程が山場とみられるので、需要停滞が今後の市況にどう響くか、成行きが注目される。

九月から発足 木材備蓄対策事業財団

林野庁では、このほど四十九年度の予算決定にともない、「木材需給安定促進備蓄機構(仮称)の設立」についての試案を明らかにした。

この木材備蓄構想は、昨年十月林野庁長官の諮問機関である木材価格安定対策研究会の答申に基づいて策定された。

同研究会は、四十七年十二月〜十二月の木材価格の暴騰によってその変動要因を究明し、今後の対策を講ずることが急務となったため組織されたもので、研究会報告書は、価格の基本的な変動要因として、「住宅建設動向が金融等の経済事情によって、ますます変動を強める方向にあるのとは反対に木材の供給は最近ますます硬直化しつつある。」ことを指摘している。

需要の波動性と供給の硬直性による一時的な需給ギャップが木材価格の暴騰を招くとしたが、今回の設立は、木材の備蓄によって硬直化した供給に弾力性を持たせ、木材の需給および価格の安定を図ろうとするものである。

林野庁は、木材の価格安定のためには、木材需要量(供給量を上回った分の超過需要量)を基準にした場合、製材三十万立方材を常に確保することが必要とみている。

木材備蓄対策事業の実施は、本年九月、新規に財団法人を設立してその運営に当ることとしており初年度の予算及び備蓄計画量等は次の通り。

木材備蓄対策事業に必要な経費
総額　三億八二九万二千円
一、製材備蓄事業費補助金
二、合板備蓄事業費補助金
三、情報事業費補助金
四、備蓄材買取資金利子補給金補助金
五、木材備蓄対策事業基金造成費補助金
六、木材備蓄対策事業運営費補助金
備蓄量　製材　五万立米
　　合板　百万枚
備蓄場所　借入倉庫

なお、三、情報事業とは、消費者、供給業者に正確な情報を提供することにより、建て急ぎ、仮需要を抑制しようとするもの。

備蓄木材の販売場所は、大都市圏を中心として全国各所に設置、販売方法は、原則として公開入札制をとる予定であるが、事業計画の細目は政府指導案が打ち出される四月以降に決定される予定である。

二・三月がヤマ場

増える建設業の倒産

東京商工興信所がこのほど発表した、昨年十二月の全国企業倒産状況をみると建設業の倒産が多発していることが注目される。

十二月の倒産は全体で九三一件と三年二ヶ月ぶりの高水準を示しており、業種別では、販売業二八八件、（前月二五四件）、製造業一九六件（前月一八五件）、サービス業ほか四四七件（前月四一八件）で各業種とも増加傾向を示した。

そのなかで一番多発したのは建設業で三〇五件と全体の三三・八％と三分の一を占めている。

資本金別では、資本金一、〇〇〇万円未満の倒産は八三六件で、全体の八九・八％を占め、資本金一億円以上は前月に引き続きゼロで殆んど中小企業の倒産であった。

また原因別では、放漫経営が二八三件と多く、次に販売不振二六二件となっているが、原料高騰、モノ不足によるインフレ倒産が一四三件（前月一二八件）と目立った。

今後の見通としては、次の四点をあげている。

（1）石油消費規制問題で資材原料の高騰と、モノ不足は半永続的な課題として企業経営を圧迫する要因がつづく。

（2）金融引き締めの強化で、企業金融はこれから浸透しびしくなり、カネ不足がつづく。

（3）支手決済の集中などで資金需要がピークになる三月～四月は季節的に資金繰りが多忙となる。

（4）公共投資削減、民間設備投資の沈静化で、投資関連産業を中心に需要が減退する。などの要因が重なるので、経営内容に問題がある中堅及び中小企業は、三月危機の到来はさけられず、企業倒産は二～三月がヤマ場と予想される。

二級土木施工管理技術検定の特別研修制度というのは、昭和四十六年に土木工事の施工管理者の検定制度が設けられた際、永年現場経験のある技術者に対する優遇措置として暫定的に行なわれたもので、建設研修センターが四十六年度と四十七年度に実施した。

この特別研修を受講し、修了試験に合格した者が二級土木工事技術者試験の受験願書をだすと、学科と実技試験が免除されて合格書がもらえるというもので、二年間特別研修で十数万人の合格者をだして研修制度は終了した。

しかし、建設業界は未だ受験対象者がかなりいるとして特別制度の復活を強く働きかけていた。

このため建設省は業界の要望をとりいれて改めて四十九年度から特修制度を続けることにしたわけである。

研修の実施要綱は、現在、全国建設研修センターで作成中で、本年三月～四月に発表になる予定であるが、前回の研修期間を四、五日延長する模様である。

また、予想される受験対象者にくらべ、建設研修センター等の研修施設では収容不能のため、各業界団体への委託研修も同省では考えている。

土木施工管理技術検定受験資格（研修）は次の通り。

①新制大学または旧制大学で、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山および造園または緑地に関する学科を含む）都市工学、衛生工学、交通工学、または建築学に関する学科（指定学科）のいずれかを修めて卒業した者で、実務経験五年以上の者。

②新制大学または旧制大学で指定学科以外の学科を修めて卒業した者で、実務経験七年六ヶ月以上の者

③短期大学、高等専門学校または旧制専門学校で指定学科のいずれかを修めて卒業した者で、実務経験七年以上の者。

④短期大学、高等専門学校または旧制専門学校で指定学科以外の学科を修めて卒業した者、または旧制専門学校卒業程度検定規定による検定で指定学科のいずれかの学科に合格した者で、実務経験七年以上の者

⑤高等学校または旧制中等学校で指定学科のいずれかを修めて卒業した者、または旧実業学校卒業程度検定規定による検定で指定学科のいずれかの学科に合格した者で実務経験十年以上の者

⑥高等学校または旧制中等学科で指定学科以外の学科を修めて卒業した者、または旧実業学校卒業程度検定規定による検定で指定学科以外の学科に合格した者で、実務経験十年以上の者

⑦以外の各欄に該当しない者で実務経験十五年以上の者

研修で資格がとれます
49年度から実施
—建設省—

二級土木施工管理技士

建設省は四十九年度から二級土木施工管理技術検定の特別研修制度を復活、今後、恒久的に実施することにした。

このため建設業法施行令第二七条の六の規定に基づく昭和四十五年の告示のうち、技術検定の学科試験または実技試験の免除を受けることができる者の範囲を従来の「二級土木工事技術者試験合格者」のほかに「二級土木施工管理技術研修の修了試験合格者」を含めるよう改め、一月二十五日に告示した。

町場の工務店
ゆえの困難
庭野工務店

庭野氏

工務店めぐり

産業構造が変動している場合そこに組み込まれている技能に対する評価にも又、顕著な変化がみられるのは必然であろう。

豊島建築組合の組合長でもある庭野常作氏によれば、家に対する施主の考え方が最近確かに変ってきたという。

「いや、今のパパやママは家の良し悪しなんか解らない。その家が何年持つかということはもう考えないで今すぐ自分の家を持つことだけ考えているんだ。たとえば、丈夫な床材を使うよりはカーペットにお金をかけたがるし、台所、風呂にしてもユニット化された、できるだけ見栄えのするものを要求する。」そして、そのような注文に応じて建てられた家を「博覧会造作」だという。つまり、すぐ壊れるということである。この皮肉まじりの言葉には、三五年にわたって住宅建築を仕事としてきた人のトータルな形での施主の意識の変化が語られている。しかし、だからといってこれを嘆いているわけではない。

現在では大部分の住宅が洋材を使用しているので耐用年数が低下しているのは当然であるし、また、わが国の住宅供給の大部分が注文住宅であるから施主の要求を受け入れるのも当然である。

そして、ユニットの導入によって労働の投入量が少なくなり供給業者にとって一戸あたりの収益が減少すれば、質よりも量によって経営をまかない、商人化するのも自然の趨勢である、という。

このような展望を持ちながらも庭野工務店はずっと庭野氏一人のいわゆる一人親方で通してきて、昨年の例をとると、年間十五棟程の家を新築した。

現在、手間受は八人雇っているが、手の足りない時は知人に連絡して応援してもらうという。

受注は、近所を中心として、信用で得てきた顧客だけで応じ切れないほどの件数になり、別段、宣伝をやったことはない。

だが、このような受注形態は現在のように請負期間中に資材等が値上りした場合には困難な問題が多い。

施主に対してスライドの要求をしにくく、スライドに応じてくれないからといって工事を中止するわけにいかないが短期間の利益のために一人の顧客の信用を失い、それが他の顧客にも波及する恐れがあるからである。だから、スライド条項を約款の中で設けていても、結局スライド要求額の半分ももらえればいい方で、残りの半分は「泣く」という。

仕事をやればやるだけ損をしているような状態だから、豊島建築組合でも、未着工の契約を解除するという例が多い。今年はその分が減るとみなければならないだろう。」

最近の建築業界は悲観的な材料が多いが、この局面をどのように切り抜けるか、したたかな経営手腕に期待したい。

豊島区池袋二ノ自一〇三六番地

許可申請は終りましたか
最高は五口までではいれます
全建連共済

登録業者からの切り替えは3月31日まで

建設省はこのほど、建設業法に基づく許可・登録建設業者数を発表した。

それによると、許可件数は大臣許可が三、〇五五件、知事許可が一六万九、九〇〇件であわせて一七万二、九五五件となっており、これに登録業者数を加えると三〇万九、九三三件に達し、まだまだ登録業者がかなり存在している。

しかし、既存登録業者の許可業者への切り替え申請の最終期限がこの三月末までとなっているところから、登録業者の許可業者への移行が急増するものとみられる。

本会の関係業者で、登録業者から許可業者への切り替えが終ってない方は急いで申請してもらいたい。

申請手続きについては、各組合であつかっているが、関東近辺については本部でも申請手続きを行なうので希望者は申し出ていただきたい。

最高は五口まではいれます
全建連共済

全建連共済制度の一部改正が第九回理事会で決定された。

これは、現行では一人一口しか加入できなかったもの、最高五口までの加入を認めることにしたものである。これに伴ない、給付金額も、加入口数に応じて給付され、会員のための共済として、保障をより大きくして充実した内容とする必要が生じてきたためとられた措置である。

なお加入資格等は次の通り

《資格年令》

◇最高の五口まで加入できる方◇

十五才六ヶ月より六十五才六ヶ月未満まで

◇二口まで加入できる方◇

六十五才六ヶ月以上より七十才六ヶ月未満まで

《保障開始日》

昭和四十九年四月一日

《募集期間》

昭和四十九年三月～五月

《受付開始》

三月一日より各県連又は組合の事務所にて申込書受理

《申込方法》

これまでの一口加入の場合と同様、黄色（別紙に申込用紙添付）又はピンク（申込用紙が一緒に印刷）のパンフレットに記入の上、掛金年分（一口一八〇〇円）を添えて申込むこと。

共済だより

今月より新しく〝共済だより〟を設け、毎月の加入者数の増減・給付請求件数等の状況をお知らせすることにしました。

◇◇加入者数◇◇

十二月現在の加入者数　五、二一一口　一月中の増　二七口

一月中の減　二口　一月現在の加入者数　五、二三六口

◇◇給付状況◇◇

（昭和四八年四月一日～昭和四九年一月累計）災害死亡弔慰金　二件　普通死亡弔慰金　十四件　入院見舞金　四六件　傷害見舞金　六件

木材価格の変動要因を探る
—2—

イ　昭和四七年における建築着工の推移

昭和四七年の木材価格は、三月頃までは前年来の低迷の度合をむしろさらに強めるものであったが、四月以降製材、国産丸太を中心に微騰に転じ、七月末ないし八月以降にはっきりとした上昇傾向に転じた後、十一月から十二月旬にかけて急激で大幅な上昇を示したのであるがこのような秋における建築着工面積の稚移の影響が大きいものと思われる。

①　四七年一～六月の新住宅着工面積の対前年同期比をみると一五〇％以上の都道府県が北海道、千葉、京都、大阪、奈良、熊本であり、地域別では北海道、東北地域の伸びがとくに大きい。このように四七年前半においてとくに地方における住宅建設が活発であったことは、地方における木材需要も旺盛であったことを示しており、地方の方が木造率も高く、国産材の使用割合も高いこと等どもあいまって、四七年のとくに前半において、国産材を中心に東京等への入荷の減少を招き、秋需をひかえながら東京等における問屋小売店等における在庫がきわめて少なくなっていたことの一つの原因となったものと考えられる。

②　四七年の住宅着工面積は年初来、きわめて高い水準を示しており、対前年同月比でも二月以降一二〇％前後以上のきわめて高い伸び率となっているが、秋に入って毎月の住宅着工面積はいっそう高い水準を示し、九月～十二月においては、四五年同月を四～十％上回っていた四六年九～十二月の水準をさらに二九～三九％上回る水準となっている。このような、四七年秋における、住宅着工の急増は民間資金住宅の新設住宅着工面積の推移にいっそう明らかでありその九～十二月の前年月日に対する伸び率は三七～五七％となっている。四七年秋における木材価格の急激な上昇はこのような四七年秋における住宅着工面積の大幅な増大と無関係ではないと思われる。

ウ　非木質建材への代替

木材は、長期的傾向としては建築単位面積当たり使用量の減少傾向とか木造率の低下傾向などにみられるように、非木質建材へ代替が進みつつあるが、短期的にも木材価格が上昇した場合には、総建築費用を動かしえないとすれば木造住宅の梁に軽量形鋼を使うとか、設計を変更してプレハブ住宅や鉄筋にかえるとかいうことをせざるをえないことから代替が進むものと思われる。事実四七年においても住宅の木造率の大幅な低下プレハブ住宅建設戸数の全住宅建設戸数における割合の増大がみられるとともに、製材の値上りに伴い、合板、石こうボード、軽量形鋼等の出荷量の増大がみられた。
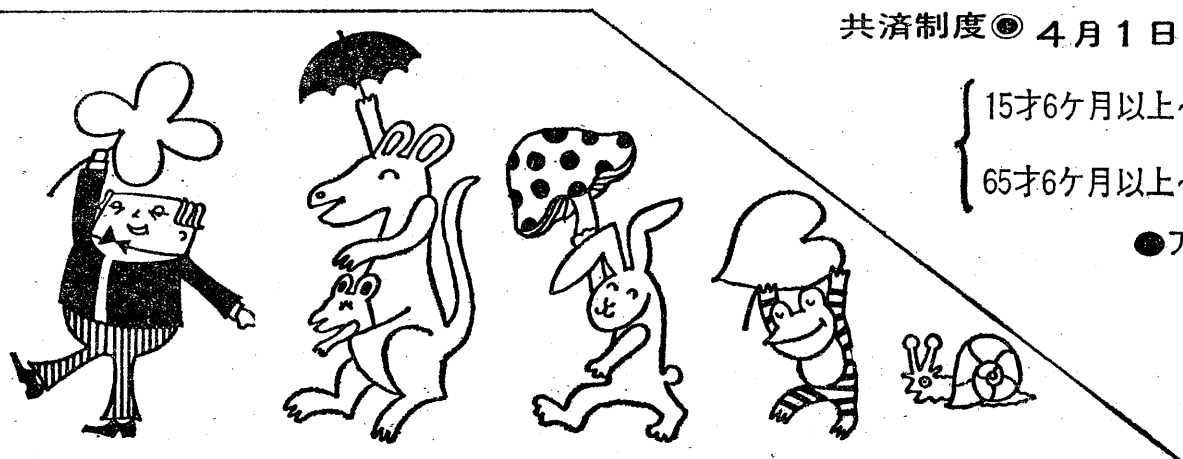
しかし、それにもかかわらず四七年において、木材の需要が強く、木材価格が急騰したということについては、代替材を使用するといっても施主の趣向からその可能性には限度があること、大工、工務店等は施主との契約履行のため、ある程度価格が上昇しても仕入れざるをえない場合があること木材価格の上昇が急激であったために代替材の供給が対応しきれなかったこと等が考えられる。